

福津市議会基本条例（案）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第3条）
- 第3章 市民と議会の関係（第4条—第8条）
- 第4章 議会と市長等の関係（第9条—第12条）
- 第5章 議会機能の強化・充実（第13条—第17条）
- 第6章 体制整備（第18条—第19条）
- 第7章 定数・報酬・政治倫理（第20条—第22条）
- 第8章 災害時における業務継続（第23条）
- 第9章 この条例の位置付け・見直し（第24条—第25条）

附則

福津市は、平成17年1月24日福間町と津屋崎町が合併して誕生しました。

福津市という名称には、幸福や多くの人が集まる津（港、場所）という意味が込められています。海や山などの自然に富み、また国道・鉄道等広域的な交通利便性にも富んでいます。

市民の直接選挙により選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関である議会は、二元代表制のもと、市政に対する市民の負託に応える責務を有しています。

議会は、日本国憲法に定められているとおり、議事機関として、地方自治の本旨を実現するため、その機能を十分発揮しなければなりません。

地方分権の推進に伴い、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大し、市民の市政に対する考え方も多様化する中、議会が果たすべき役割、重要性が増すことは明らかであり、その役割を十分に果たす責任があります。

福津市議会は、市民の意思を代弁する合議制機関として、自ら公正性と透明性を保持するとともに、伝統ある歴史・文化を次代に引き継ぎ、市民参加と共にものとで、更なる市民福祉の増進に全力を尽くすことを決意し、ここに議会の最も根幹となる条例を制定します。

解	説
前文では、本市の合併の時期や背景を示しています。同時に地方分権の時代を迎えて、議会が果たす役割と責任が一層大きくなっていることから、議会と市長、二つの代表機関のもと、市民に開かれた議会、市民共働のまちづくりをめざすという、福津市議会の決意を示すものです。	
用語説明	
直接選挙	有権者が直接候補者の名前を書いて投票する選挙のことです。国会議員や知事、市町村長、地方議会の議員など公職選挙法に定める選挙はすべて直接選挙となっています。

最高意思決定機関	地方公共団体の基本政策となる条例や予算などは、議会の議決がないと成立しないことから、議会は地方公共団体の最高意思決定機関と言われています。
二元代表制	市長と議会の議員いずれも市民が直接選挙で選ぶことにより、市長と議会それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、緊張関係を保ちつつ相互の均衡と調和を図るとする仕組みのことをいいます。日本国憲法第93条第2項の規定を受けたものです。
地方自治の本旨	憲法第92条や地方自治法第1条などに定められているもので、住民自治と団体自治の二つの要素からなります。住民自治とは、その地域の住民の意思と責任に基づいて地方行政の運営が行われることをいい、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任において行われることをいいます。
合議制機関	機関の意思が1人の意思によって決まるのではなく、2人以上の構成員の協議によって意思を決定する機関のことで、議会がそれにあたります。これに対し、1人をもって機関を構成する市長は、独立して意思を決定するので独任制といいます。
福祉の増進	地方自治法第1条の2で、地方公共団体の役割について、「住民の福祉の増進を図ることを基本として」と定めているように、より広く住民全体の利益、地域における公共の利益を目指すものです。

関 係 法 令

●日本国憲法

(地方自治の本旨の確保)

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

(地方公共団体の機関)

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

●地方自治法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

(地方公共団体の役割と国による制度策定等の原則)

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の役割と責務等に加え、議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)並びに市民との関係を明らかにすることにより、市民に身近で開かれた議会となることを目指し、地方自治の本旨に基づき市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

解	説
この条例は、市民に身近で開かれた議会を目指し、市民の負託に的確に応え、市民福祉の増進と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として定めています。	
用語説明	
その他の執行機関	教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会のことです。地方自治法第180条の5の規定により、執行機関の一部として設置を義務付けられています。
関係法令	
●地方自治法 (委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)	
第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。	
1 教育委員会 2 選挙管理委員会 3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 4 監査委員	
③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。	
1 農業委員会 2 固定資産評価審査委員会	

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議事機関であり、市の意思決定機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民に分かりやすい議会とするため、開かれた議会を目指すこと。
- (2) 法令を遵守し、公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- (3) 議会は、その意思決定に当たっては、市民の信頼に応えるため、詳細かつ慎重な審議を尽くすこと。
- (4) 議事に反映させるため、市民の意見の把握に努めること。

(5) 市民の代表として、市政の公正で適切な政策、施策及び事務執行の実現を目指すこと。

解	説
議会がその責務を果たしていくために守るべき5つの活動原則について定めています。	

(議員の活動原則)

第3条 議員は、住民自治の原則を具現化するため、市民の代表としてのその意思を市の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うことを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 民意を的確に市政へ反映させるため、市民意見の把握に努めること。
- (2) 法令を遵守し、市民の代表として高い倫理基準を保持すること。
- (3) 自らの資質の向上を図るため、不断の自己研さんに努めること。
- (4) 良心、責任感及び品位を保ち、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (5) 自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすよう努めること。

解	説
議員が活動を行うにあたって、その責務を果たしていくための5つの原則を定めています。	
用語説明	住民自治の原則
	団体自治とともに地方自治の觀念を形成する基本的要素で、地方公共団体の運営は原則として住民自身の責任において自らの手で行うことです。

第3章 市民と議会の関係

(会議の公開)

第4条 議会は、原則として議会の会議、常任委員会及び特別委員会を公開とする。

解	説
議会の果たすべき事項として、本会議、常任委員会及び特別委員会を公開すると定めています。	
用語説明	議会の会議
	定例会や臨時会において、全議員が本会議場で行う会議のことで「本会議」ともいいます。議案の審議や市議会としての最終意思の決定(議決)、一般質問などを行います。議会が持つ議決等の全ての権限はこの会議にのみ与えられたものです。地方自治法に明記されている会議としては、ほかに委員会があります。
	常任委員会
	議会が一定の部門の事務に関する調査及び議案・請願の審査を行わせるため、常設で設置する委員会のことをいいます。本市議会には総

	務文教委員会、市民福祉委員会、建設環境委員会の3つの常任委員会があります。
特別委員会	議会が特定の議案等を審査や調査するため必要があると認めるときに、その都度、議会の議決で設置する委員会のことをいいます。本市議会では予算審査特別委員会や決算審査特別委員会、議会広報調査特別委員会などが設置されます。

(情報発信及び広報活動)

第5条 議会は、透明性と信頼性を高めるとともに、市民と議会の信頼関係を構築するため、市民が議会活動に関心を持つよう、議会独自の視点から議会活動に関する情報を発信するよう努めるものとする。

2 前項の目的を達成するために、広報活動を充実させなければならない。

解	説
議会の広報活動は、議会の透明性と信頼性を高めるとともに、市民が議会活動に関心を持つよう議会独自の視点から市民に周知することを定めています。	

(市民参加)

第6条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会への市民の理解を深めるとともに、市民参加の機会を設けるものとする。

解	説
市民の多様な意見を把握し、議会の政策形成等に生かせるようにするため、市民参加の機会の拡充に努めることを定めています。	

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議決の責任を深く認識するとともに、議決をしたときは、市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。

解	説
議会は、市の意思決定を行う議決の責任を十分に認識し、その議決結果については市民に対して説明する責務を有することを定めています。	
用語説明	
説明責任	市長や議会が、自らの行った判断や行為に対して、市民が納得するよう説明し得ることです。

(請願及び陳情)

第8条 議会は、提出された請願及び陳情については、提出者からの政策提案と位置付けるもの

とする。

- 2 議会は、請願の審議に当たっては、請願者から意見を聞く機会を設けるよう努めることとする。
- 3 委員会において、市民等からの陳情の審査を行う場合は、必要に応じて陳情者から意見を聞く機会を設けるよう努めることとする。
- 4 議会は、請願の審議結果及び委員会における陳情の審査結果を請願者又は陳情者に通知するとともに、市民に公表することとする。

解 説	
議会は、請願、陳情を市民の政策提言と位置づけ、その審議に必要があると認めた場合は、提案者の意見を聴取する機会を設けることを定めています。また、請願の審議結果及び委員会における陳情の審査結果を、請願者又は陳情者に通知するとともに市民に公表することを定めています。	
用 語 説 明	
請願	憲法第16条で認められた国民の権利の一つで、国または地方公共団体等の公の機関に対し、文書により希望や要望を申し出るもの。地方議会に請願を提出する場合は、地方自治法第124条の規定により、議員の紹介により提出しなければならないとされています。
陳情	請願のように憲法や地方自治法に規定されたものではありませんが、請願と同様に地方議会に対し、文書により希望や要望を申し出るもの。請願とは異なり、議員の紹介は必要ありません。
審議、審査	「審議」、「審査」とともに、議案等について説明を聞き、質疑、討論から表決する一連の過程のことですが、一般的には、「審議」は本会議に用いられ、「審査」は委員会で用いられる用語です。
関 係 法 令	
●日本国憲法 (請願権) <u>第16条</u> 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。	
●地方自治法 (請願の提出) <u>第124条</u> 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。	

第4章 議会と市長等の関係

(政策立案及び政策提案・政策提言)

第9条 議会は、政策形成機能を有する議事機関として、市民の多様な意見を把握し市政に反映

させるために、条例の制定、議案の修正、決議その他の方法を通じて、積極的に政策立案及び政策提案・政策提言を行うものとする。

解 説	
議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるために、積極的に政策の立案及び提案・提言を行うことを定めています。	
用語説明	
議案の修正	長や議員が提出した議案の審議等の過程で、議会の意思としてその内容の全部または一部を削除、減額、追加するなどにより変更することをいいます。
政策立案	市政における課題解決を図るため、政策を構想し、その実現に向け必要となる条例の制定や改正を議会に提案することです。
政策提言・政策提言	市政における課題解決を図るため、必要と思われる政策を決議として提出することや、本会議の質問の場や委員会の場等で市長等に対して提案することです。

(監視及び評価)

第10条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築するとともに、市の事務について監視及び評価を行うものとする。

解 説	
議会と市長等は異なる機関であることから、立場や機能の違いを理解して、常に緊張感を保ちつつ、その政策決定や事務執行に対し、議会が監視・評価する責務を有することについて定めています。	

(議決事件(追加・拡大))

第11条 議会は、市民の負託に応える市政運営を実現し、市民福祉の増進と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項に基づく議決事件の追加又は拡大について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

解 説	
地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の追加・拡大について定めています。	
議決事件	議会の行う議決の対象となる事項、事柄のことで、条例の制定、改正又は廃止や予算を定めること等があります。
関係法令	

●地方自治法

(議決事件)

第96条

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(説明要求)

第12条 議会は、市政に関する重要な政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が市長から提出されたときは、その政策等の決定過程を確認するため、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体における類似する政策等との比較検討結果
- (4) 市民参加の有無とその内容
- (5) 福津市基本構想との整合性
- (6) 将来にわたる政策等の効果並びに費用及び財源措置
- (7) その他議会審議に必要な事項

解	説
議会は、市長の提案した重要な政策等の審議において、その政策等の決定過程を確認するため、7つの事項について市長に説明を求めることがあります。	
用語説明	
福津市基本構想	福津市基本構想の議決に関する条例に規定されている「市が総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針」のことで、具体的には福津市まちづくり計画「まちづくり基本構想」を指します。

第5章 議会機能の強化・充実

(委員会)

第13条 委員会は、市政の諸課題を適格に判断し、委員会の独立性、専門性、及びその特性を活かした適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、その審査及び調査においては、論点・争点を明確にし、市民に分かりやすい議論となるよう努めるものとする。

解	説
行政課題に対し、委員会の持つ専門性を生かして、適切な運営に努めることを定めています。また、その審査及び調査においては、論点や争点を明確にし、市民に分かりやすい議論と	

なるよう努めることを定めています。

(公聴会及び参考人制度)

第14条 議会は、審議等の充実を図るため、市民、学識経験者等の意見を審議等に反映させるよう、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。

解説	
議会は、法律に基づく公聴会や参考人制度を活用し、市民の意見や学識経験者の識見を十分に聴取して審議等に反映させるよう努め、市民の負託に応えることを定めています。	
用語説明	
公聴会	議会又は委員会が、一定の事項について判断し、又は決定する場合に、広く利害関係者や学識経験者等から意見を聴き、その参考にするための制度です。主に委員会で活用されます。
参考人制度	議会又は委員会において、地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため利害関係者や学識経験者などを参考人として出席を求める、意見を聞くことができる制度をいいます。主に委員会で活用されます。
関係法令	
●地方自治法 (常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)	
第109条	
⑤ 第115条の2の規定は、委員会について準用する。 (<u>公聴会</u> 及び <u>参考人</u>)	
第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について <u>公聴会</u> を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。	
② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、 <u>参考人</u> の出頭を求め、その意見を聞くことができる。	

(専門的知見の活用)

第15条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査の充実を図るため、法第100条の2に規定する専門的知見の活用に努めるものとする。

解説	
議会は、議案の審査や市の事務の調査の充実のため、専門的知見を活用することを定めています。	
関係法令	
●地方自治法 (専門的事項に係る調査)	

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができます。

(政務活動費)

第16条 会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

2 政務活動費の交付に関することは、別に条例で定める。

解 説	
市政に関する調査研究をするための費用の一部として交付される政務活動費について定めています。	
用語説明	
政務活動費	地方自治法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として会派又は議員に交付するものです。
別に条例で定める	福津市議会政務活動費の交付に関する条例のことを指し、地方自治法の規定に基づき、議員の市政に関する調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めています。
関係法令	
<p>●地方自治法 (調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)</p> <p>第100条</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。</p>	

(議員の研修)

第17条 議会は、議員の資質向上を図り、議事機関としての機能を最大限に発揮させるため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

解 説	
議員の資質向上や議事機関としての機能を最大限に発揮させるため、議員研修の充実強化に努めることを定めています。	

第6章 体制整備

(議会事務局)

第18条 議会は、議会及び議員の政策立案能力等を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の充実に努めるものとする。

解	説
議会及び議員の政策立案能力等を高め、円滑で効率的な議会運営を行うために、議会事務局の充実に努めることを定めています。	
用語説明	
議会事務局	地方自治法第138条第2項の規定により、議会の庶務的事務や議長及び議員の職務を補助する組織として、議会に設置された事務担当組織のことをいいます。
関係法令	
●地方自治法 (事務局の設置及び議会の職員) <u>第138条</u> ② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。	

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会図書室の運用に関する事項は、議長が別に定める。

解	説
議会は、議員の議案審議、政策立案及び一般質問等に資するよう、議会図書室の充実に努めることを定めています。	
用語説明	
議会図書室	地方自治法第100条第19項の規定により、議員の調査研究に資するため議会に附置することとされています。
議長が別に定める	福津市議会図書室管理規程のことを指し、図書室の適正な管理の確保について必要な事項を定めています。
関係法令	
●地方自治法 (調査権・刊行物の送付・図書室の設置等) <u>第100条</u> ⑯ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。	

第7章 定数・報酬・政治倫理

(議員定数)

第20条 議員定数は、市政の現状と課題、将来の予測及び展望等を勘案し、市民の意見を聴取した上で、十分に検討されたものでなければならない。

2 議員定数は、別に条例で定める。

解 説	
議員定数は、市政の現状や将来展望を踏まえて総合的に検討し、広く市民等の意見を聴取した上で、十分に検討されたものでなければならないことを定めています。	
用語説明	
議員定数	地方自治法第91条第1項の規定により、市議会の議員の定数は条例で定めることとなっています。
別に条例で定める	福津市議会議員定数条例のことを指し、地方自治法の規定に基づき、議員定数は18人と定めています。
関係法令	
●地方自治法 (市町村議会の議員の定数)	
第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。	

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況及び類似する他市の議員報酬等を勘案し、市民の意見を聴取した上で、十分に検討されたものでなければならない。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

解 説	
議員報酬は、社会経済情勢や市の財政状況等を踏まえて総合的に検討し、広く市民等の意見を聴取した上で、十分に検討されたものでなければならないことを定めています。	
用語説明	
議員報酬	地方自治法第203条第1項の規定により、市は議員に対し議員報酬を支給しなければならないこととなっています。
別に条例で定める	福津市の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例のことを指し、地方自治法の規定に基づき、議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に關し必要な事項を定めています。
関係法令	
●地方自治法 (議員報酬及び費用弁償)	
第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。	
② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができ	

る。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

(政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理を自覚するとともに、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関することは、別に条例で定める。

解	説
議員は、市民の直接選挙によって選出され、市民の代表者としての責務があることから、議員の遵守すべき政治倫理について定めています。	
用語説明	
別に条例で定める	福津市議会議員政治倫理条例のことを指し、議員の政治倫理に関する基本的事項を定めています。

第8章 災害時における業務継続

(災害時における業務継続)

第23条 議会は、災害等が発生した場合においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない。

2 前項に規定する議事機関としての機能維持に関し必要な事項は、議長が別に定める。

解	説
議会は、災害等が発生した場合でも市政運営に支障が生じないよう、議事機関としての機能を維持するよう努めることを定めています。	
用語説明	
議長が別に定める	災害発生時の議案審議継続のための業務継続計画(議会BCP)のことを指し、大規模災害時に議会機能を維持し、予算など重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が生じないようにするため、災害時の本会議招集、議案審議・採決に関する手順を定めています。

第9章 この条例の位置付け・見直し

(この条例の位置付け)

第24条 この条例は、議会の最も根幹となる条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

解	説
この条例が、議会に関する基本的事項を定める条例であることから、議会に関する他の条例等を制定、改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、整合を図ることを定めています。	

(検証及び見直し手続)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、一定期間ごとに検証し、必要があると認めるときは、その検証結果に基づいて所要の措置をとるものとする。

解	説
この条例の検証及び見直しについて、一定期間ごとに検証し、必要があると認めるときは、その検証結果に基づいて所要の措置をとるものとすることを定めています。	

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。